

[新旧対照表]

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>提案基準4 特定流通業務施設</b></p> <p><u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物流総合効率化法」という。）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するもので、次の各項のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>1 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。</u></p> <p><u>2 別に市長が指定する区域内に立地されるものであること。</u></p> <p><u>※ 市長が別に定める区域：国道13号青柳I.C西側及び山形北I.C主要地方道山形山寺線沿線、立谷川工業団地南側区域（県道大森中野線沿い）及び県道大森中野線・国道13号交差点以南（国道13号西側・東側）</u></p>
<p>改正理由</p> <p>特定流通業務施設については、このたび見直しを行う「提案基準3 流通業務施設等」に基づき開発審査会に付議することから、本基準を削除するものであります。</p>	